

屋外広告物申請Q&A

1. 許可基準等について

Q 屋外広告物の許可基準や手数料について教えてください。

A 青森市のホームページに掲載しています。リンク先は次のとおりです。

[ホーム](#) > [市政情報](#) > [青森市のまちづくり](#) > [都市づくり](#) > [景観・屋外広告物](#) >
[屋外広告物](#)

Q 屋外広告物を設置する場所が、どの許可基準（条例7条、条例8条第5項、条例8条第6項）に該当するのか教えてください。

A 広告物を設置する場所によって許可基準が異なるため、お問い合わせください。

その際に広告物を**設置する場所**と**広告物の内容**が必要になります。

問い合わせ先は [建築営繕課](#) 広告物・定期点検チーム になります。

TEL 017-752-8964（直通） FAX 017-752-9006

E-mail kenchiku-eizen@city.aomori.aomori.jp

Q 屋外広告物を設置する場所の地区計画を教えてください。

A 青森市のホームページに掲載しています。リンク先は次のとおりです。

[ホーム](#) > [市政情報](#) > [青森市のまちづくり](#) > [計画・方針・ビジョン](#) >
[青森市の都市計画](#) > [都市計画について](#)

2. 屋外広告物等許可申請書類について

Q 新たに屋外広告物等許可申請をするための必要書類を教えてください。

A 必要な書類は次のものになります。

- | | |
|---|------|
| 1 屋外広告物等許可申請書 様式第1号 | 正副2部 |
| 2 許可申請手数料（許可申請書提出後、納付書を送付します） | |
| 3 表示場所を示す図面（案内図、配置図、立面図等） | 正副2部 |
| 4 形状、寸法、構造、照明の有無等に関する仕様書及び図面 | 正副2部 |
| 5 他人の土地、建物等を使用する場合はその承諾書 | 正副2部 |
| 6 他の法令による許可（道路占用など）、確認（建築確認）、
適合（地区計画）を要する場合は、それを証する書面（写しで可） | 正副2部 |
| 7 代理人により申請を行う場合は、委任を証する書面 | 正副2部 |
| 8 既存の掲出物を継続して使用する場合は、安全点検報告書一式 | 正副2部 |

Q 屋外広告物等の更新用の書類はありますか？

A 更新専用の様式はありません。

屋外広告物等許可申請書（様式第1号）は新規、更新どちらでも使用できますので、関連リンクの「1 屋外広告物等許可申請書」をお使いください。

Q 屋外広告物等の許可更新時に広告物を点検した点検票等の書類は必要ですか？

A 平成31年1月1日から屋外広告物等の安全点検が義務化されました。許可更新時には、屋外広告物等安全点検報告書類を正副2部提出して下さい。点検報告書には、**屋外広告物等安全点検報告書（様式第8号の2）**の他に点検者の資格を証明する書類の写しと、撮影日を表示した点検した箇所及び状況のわかるカラー写真を添付して下さい。

Q 他人の土地、建物等を使用する場合に必要な承諾書について指定する書式はありますか？

A 指定する書式はありません。土地、建物を使用することを承諾する旨が分かるものであれば、書式は自由です。

Q 委任を証する書面（委任状）について指定する書式はありますか？

A 指定する書式はありません。申請者の押印があり、委任を証することが分かるものであれば、書式は自由です。

Q 既に許可を受けている申請書と今回提出する申請書の許可期間を同じにできませんか？

A 既に許可を受けている申請に、広告物を追加で申請する場合は、同じ許可期限とする申請ができます。ただし、許可期間が短くなることによる**許可手数料の減額はありせん**のでご注意願います。

詳しくは 建築営繕課広告物・定期点検チーム までお問い合わせください。

Q（後から広告物を追加申請した等で）同じ土地に申請書が複数あるので一つにまとめることは可能ですか？

A 広告物の表示内容、申請者が同一かつ一度に許可できる期間（許可年月）が同じ場合、残りの許可期間が一番短い申請書にまとめることが可能です。

詳しくは 建築営繕課広告物・定期点検チーム までお問い合わせください。

Q 屋外広告物の更新通知が届いたのですが、既に広告物を除却した等で広告物が無い場合はどうすればいいですか？

A 屋外広告物を除却した場合は**屋外広告物等除却届出書（様式第9号）**を提出してください。また、事故等により無くなった場合は**屋外広告物等滅失届出書（様式第7号）**を提出して下さい。なお、任意ではありますが、除却前後の写真の添付をお願いします。

Q 広告物の許可期間内に申請者に変更があった場合、提出する書類がありますか？

A 申請者の氏名、住所のみが変更になった場合は、**屋外広告物等表示者等氏名等変更届出書（様式第6号）**を提出してください。

例) (有)青森役所不動産 支店長 新町一郎 → (有)青森役所不動産 支店長 新町二郎

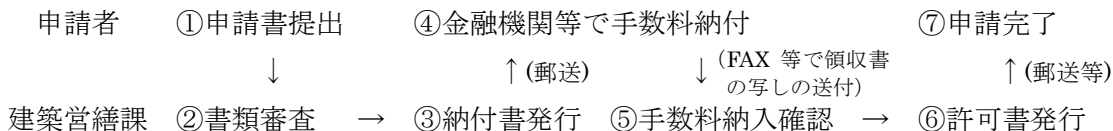
不動産取引等で申請者自体に変更があった場合は、**屋外広告物等表示者等変更届出書（様式第8号）**を提出してください。

例) (有)青森役所不動産 支店長 新町一郎 → (株)青森役所看板 代表取締役 青森花子

3. 屋外広告物等許可申請について

Q 屋外広告物等許可申請の流れを教えてください。

A 屋外広告物等許可申請の流れは次のようになります。



Q 屋外広告物許可手数料はいつ支払えばいいですか？

A 屋外広告物等許可申請書を受付し内容を確認して、後日納付書を送付します。
納付書が届きましたら、納付書に記載されている金融機関等で納付をしてください。

Q 屋外広告物の申請をして許可が下りるまでの程度日数が掛かりますか？

A 広告物の規模や数量、書類の不備の有無、手数料の納付が確認できるまでの期間にもよりますが、**概ね2週間程度**です。

Q 屋外広告物の申請書類は郵送でも受付していますか？

A 窓口、郵送どちらでも受付しています。郵送の際は下記へお願いします。

送付先

〒030-8555 青森県青森市中央一丁目22番5号

青森市役所 都市整備部建築営繕課 広告物・定期点検チーム 宛